

福井県核燃料税の新設（更新）について

1. 核燃料税新設（更新）の理由 [福井県提出資料抜粋]

福井県は、昭和51年11月に全国に先駆けて法定外普通税である核燃料税を創設し、原子力発電所の立地に伴う安全対策や民生安定・生業安定対策等の諸施策に役立ててきたところである。

福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ発足した原子力規制委員会による新しい規制基準のもと、平成27年には、美浜1、2号機及び敦賀1号機の廃炉が決定された。人口減少が著しい嶺南地域において、基幹産業である原子力発電所の廃炉は地域経済に影響を与えることとなるため、産業転換対策の必要性など新たな問題が生じている。

運転と廃炉は一体であり、原子力発電所の特殊性から、運転を停止し廃炉になっても直ちに原子炉を解体撤去し更地にはできず、事業者は、長期にわたる廃止措置を安全かつ円滑に進める義務を負っている。

そこで、廃止措置中も、放射性物質の拡散防止措置等が必要なくなるまで、稼働時から引き続き原子力安全対策、民生・生業安定対策等を行う必要があることから、廃止措置中の原子炉に対しても課税（出力割）を導入するものである。

また、使用済燃料の問題については、平成26年4月に策定されたエネルギー基本計画において、将来世代に先送りせず対策を確実に進めることが明確に示された。電力事業者自らも、使用済燃料対策推進計画を定め、使用済燃料を県外へ搬出するという方針を明確にしている。

このような背景により、使用済燃料の県内での貯蔵が長期間にわたって常態化しないようにする仕組みを導入し、事業者の取組を強く促す政策税制（搬出促進割）を導入するものである。

2. 核燃料税の概要

課税団体	福井県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	1. 価 額 割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出 力 割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 3. 搬出促進割：発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵
課税標準	1. 価 額 割：発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 2. 出 力 割：発電用原子炉の熱出力 3. 搬出促進割：発電用原子炉に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1. 価 額 割：100分の8.5 2. 出 力 割：183,000円／千k w／年 （廃止措置中は2分の1） 3. 搬出促進割：1,000円／k g／年
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）1,477百万円 （平年度）14,317百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	5年間（平成28年11月10日～平成33年11月9日）

3. 同意要件との関係

福井県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）
（総務大臣の同意）
第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。
一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

発電所に対する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、今回更新を予定している福井県核燃料税の課税標準は「発電用原子炉に挿入した核燃料の価額」、「発電用原子炉の熱出力」及び「発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」であり、一方、電源開発促進税は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

（参考）福井県核燃料税と電源開発促進税との比較

項 目	福井県核燃料税	電源開発促進税
納税義務者	発電用原子炉の設置者	一般送配電事業者
課税客体	1. 価 額 割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出 力 割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 3. 搬出促進割：発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	販売電気
課税標準	1. 価 額 割：発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 2. 出 力 割：発電用原子炉の熱出力 3. 搬出促進割：発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	販売電気の電力量
税率	1. 価 額 割：100分の8.5 2. 出 力 割：183,000円／千kw／年 （廃止措置中は2分の1） 3. 搬出促進割：1,000円／kg／年	375円／千kwh

② 住民の負担

特定納税義務者である関西電力は、年間売上高 2 兆 8,682 億円の企業（注 1）であり、同じく特定納税義務者である日本原子力発電は、年間売上高 1,138 億円の企業（注 2）である。一方で、特定納税義務者である当該 2 社を含む計 3 社の本件条例による負担は約 140 億円程度であり、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。

また、仮に核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、全ての原子力発電所が稼働した場合でも、標準家庭（300 k w h / 月）1 世帯当たり 30.9 円 / 月（1 k w h 当たり 0.103 円 / 月）と見込まれる（福井県試算）。

この試算結果を踏まえても、今回の見直しによって、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（注 1）関西電力の経常利益は平成 27 年度決算ベースで 2,001 億円である。

なお、関西電力の財務目標（連結ベース）によると、平成 30 年度に 2,000 億円、平成 37 年度に 3,000 億円の経常利益が見込まれている。

（注 2）日本原子力発電の経常利益は平成 27 年度決算ベースで 59 億円である。

なお、日本原子力発電の財務目標は公表されていない。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

福井県核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。福井県核燃料税は、福井県及び福井県内の関係自治体における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策と方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回更新を予定している福井県核燃料税については、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。